

杉並区子ども読書活動推進懇談会運営要綱

平成 26 年 3 月 24 日

杉教第 12000 号

改正 平成 30 年 2 月 27 日杉教第 10207 号

杉並区子ども読書活動推進委員会設置要綱（平成 16 年 5 月 14 日杉教第 1618 号）の全部を改正する

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、杉並区子ども読書活動推進懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第 2 条 懇談会は子ども読書活動に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聞くことを目的とする。

（1） 「杉並区子ども読書活動推進計画」に係る事業に関すること。

（2） その他、子ども読書活動推進に必要な事項

（構成）

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

（1） 学識経験者 2 名以内

（2） 子ども読書活動関係団体から推薦を受けた者 1 名

（3） 公募による区民 3 名以内

（4） 区立小・中学校の図書担当の教職員 2 名以内

（運営）

第 4 条 懇談会は、必要に応じて中央図書館長が招集する。

2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適した者を選出する。

3 中央図書館長は、会議に際し必要があると認めるときは、関係者及び関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 懇談会は、公開とする。

5 懇談会は平成 34 年 3 月 31 日までの期間において、必要に応じて開催する。

（庶務）

第 5 条 懇談会の庶務は、中央図書館において処理する。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 27 日杉教第 10207 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。